



平成 24 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 ダイヤ通商株式会社
代表者名 代表取締役社長 大矢 晃久
(JASDAQ・コード: 7462)
問合せ先 管理部課長 新島 裕一
電話 03-5804-5081

当社第 63 期定時株主総会第 1 号議案「取締役 1 名選任の件」の撤回 及び不正調査委員会設置のお知らせ

当社は、本日開催されました当社臨時取締役会（以下「本取締役会」といいます。）におきまして、平成 24 年 6 月 28 日開催の当社第 63 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において株主の皆様にお諮りする予定だった第 1 号議案「取締役 1 名選任の件」について、取締役候補者にコンプライアンス上の疑義が発覚したため、本株主総会の決議事項として上程することを撤回することを決定いたしましたので、お知らせします。なお、これにより、本株主総会の招集通知及び添付の株主総会参考書類を修正しましたので、当社ウェブサイト（<http://www.daiya-tsusho.co.jp/>）をご覧ください。

また、かかる議題・議案の撤回に関連して、当該取締役候補者のコンプライアンス上の疑義について、当社から独立した第三者による調査委員会を設置の上調査を実施することを決定いたしましたので、併せてお知らせします。

記

1. 当社第 63 期定時株主総会の第 1 号議案「取締役 1 名選任の件」の撤回について

当社は、本株主総会の招集通知にてお知らせしているとおり、本株主総会において、会社提案により、当社の現監査役である菊池新治氏（以下「菊池監査役」といいます。）を取締役候補者とする取締役選任議案（以下「本議案」といいます。）を上程し、株主の皆様にお諮りする予定でしたが、本取締役会において本議案を撤回することを決定いたしました。

かかる撤回に至る経緯は、以下のとおりです。

(1) 菊池監査役による内部者取引管理規程違反及び当社の取引機会を奪う当社取引先と第三者間の取引に係る仲介行為の発覚

菊池監査役は、当社の大株主・相談役であり、元代表取締役である森猛氏（以下「森氏」といいます。）の親族（娘婿）にあたります。菊池監査役を取締役候補者とする本議案は、森氏の強いご推薦に基づき、取締役会決議を経て、本株主総会に上程することとなったものです。

しかしながら、平成 24 年 4 月、当社内部監査室からの報告により、菊池監査役について、以下の①②の事実が明らかとなりました。

① 菊池監査役による当社株式の売却

まず、平成 24 年 4 月 23 日、当社内部監査室からの報告により、菊池監査役が、平成 23 年 4 月から同年 9 月までに、同氏が保有する当社株式を約 17,000 株売却（以下「本件株式売却」といいます。）していた事実が判明しました。本件株式売却については、現在に至っても、いつ、誰に、何株を、どのように（市場内で、相対で等）売却したか等の詳細が不明のままですが、当社への事前の届出や情報取扱責任者の了承を得ることなく行われたものであり、少なくとも当社が役職員等によるインサイダー取引の未然防止のために定めた内部者取引管理規程 15 条 1 項に違反するものです。

② 菊池監査役による第三者の原油等の取引の仲介行為

また、平成 23 年 4 月 24 日、当社内部監査室からの報告により、菊池監査役が、米国の貿易商社が、原油あるいは石油精製の取引先（最大 1 兆円に及ぶ取引に関するもの）を探していることに対し、当社に事前の報告や相談をしないまま、当社の取引先に働き掛け、当該貿易商社と当社取引先間の取引仲介行為をしていたことが判明しました（以下「本件仲介行為」といいます。）。

この点に関し、菊池監査役は当社代表取締役に対し、平成 24 年 5 月 14 日付で、「平成 24 年 2 月上旬、知人より米国の貿易商社が原油あるいは石油精製の取引先を捜しており私に相談を持ちかけてきました。ダイヤ通商㈱の利益に結び付けられないかと考えましたが、最大 1 兆円に及ぶ取引で規模が大きいこと、秘密保持契約締結以前に取引内容詳細の開示ができないこと、貿易商社の日本国内における取引実績がなく信用調査が困難であること等々リスクが計り知れないため断念しました。責任や義務は問わず利害関係のない紹介のみに止めることを前提に、山崎監査役および森相談役に石油大手元売に勤務する人物紹介可否の相談を持ちかけました。■■■社に森相談役の旧知の人物が居ると聞き、紹介をしていただき、私の知人に引き合わせました。その際に再度、森相談役および私の立場は前述のとおりであることを、■■■社および私の知人双方に明確に伝えてあります。その後現在に至るまで、商談の当事者であるアメリカの貿易商社や■■■社関係者に会ったこともなく利害関係は全く生じていません。ご指摘のありました当事者としての仲介業務へのかかわり、また利益相反取引の認識はなく、紹介のみで利益を図った行為ではないことをご理解いただければと思います。」と説明しましたが（■■■部分は匿名とさせていただきます。）、その真偽や詳細については、現在に至るまで何の調査もできていない状況です。

本件仲介行為は、当社の取引の機会を奪取するものとも評価しうるものといわざるを得ず、そのように評価できるのであれば、監査役の善管注意義務に違反する行為となります。

(2) 当社代表取締役による監査役会に対する調査の要請

当社代表取締役は、菊池監査役による本件株式売却は、少なくとも当社が役職員等によるインサイダー取引の未然防止のために定めた内部者取引管理規程 15 条 1 項に違反するものであり、また、本件仲介行為についても当社の取引機会を奪取するものとして監査役の善管注意義務違反の可能性があると考えました。また、当社代表取締役は、特に菊池監査役を会社提案の取締役候補者とするのであれば、その詳細を調査の上、その結果に基づき、取締役候補者としての適正性について取締役会で慎重な検討を行う必要があると考えました。

この点については、内部監査室からも調査の必要性についての指摘があり、さらに当社顧問弁護士からも、菊池監査役の行為について事実調査の必要がある旨を指摘する意見書が提出されました。

しかしながら、当社代表取締役からの要請にもかかわらず、当社監査役会は、菊池監査役の行為について十分な調査をしませんでした。また、当社代表取締役は、森氏に対し、平成 24 年 5 月 14 日に面談し、菊池監査役については事実調査の必要性もあるので、本定時株主総会に上程する取締役選任議案の候補者については、菊池監査役に代わる者を推薦してほしい旨を要請しました。

そのため、当社代表取締役は、平成 24 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、菊池監査役の行為について詳細な事実調査が完了するまで本議案を株主総会に会社提案することは見送るべきである旨提案しましたが、森氏の親族（娘婿）である菊池監査役を含めた監査役 3 名の反対があり（監査役 3 名は、菊池監査役の行為に大した問題はなく、菊池監査役から事情を聴く以上の調査の要はないとの意見でした）、また、当社大株主である森氏（当該取締役会に出席しました）との関係にも配慮した結果、当社取締役会としては、いったんは、本議案を本株主総会に会社提案として上程することを決定いたしました。

(3) 本議案の撤回

当社は上場企業であります。そこで、当社取締役会は、特定の大株主だけではなく、多数の一般株主を含めた株主共同の利益を最大化するため行動する責務を負っております。それにもかかわらず、大株主である森氏の親族であり、取締役候補者である菊池監査役に生じたコンプライアンス上の疑義について、監査役が調査をせず、取締役会も調査をすることができない当社の現状は、コーポレート・ガバナンス上、極めて問題がある状態であると言わざるを得ません。

もともと独任制の機関である監査役については、取締役会や監査役からではなく、株主総会による監視を受けることが本来の姿のはずです。また、コンプライアンス上疑義のある候補者について、疑

義の詳細を調査・公表しないまま、その取締役選任議案を株主総会に上程することは、株主ないし株主総会に対する取締役の説明義務（会社法 314 条）を全うすることを著しく困難にするものであると考えられます。さらに、そのような候補者が疑義を払拭しないままに選任されることはコーポレート・ガバナンス上も避けるべきと言わざるを得ません。

そのため、当社取締役会は、まずは、当社の現状について本リリースにより株主の皆様に対して事実関係をお知らせし、その上で菊池監査役による本件株式売却及び本件仲介行為について事実関係の調査を行い、事実関係が明らかになるまで、本議案を株主総会に会社提案として上程することは差し控えることといたしました。また、将来的に本議案を再び当社株主総会に上程するにあたって、菊池監査役の本件株式売却及び本件仲介行為に関する調査結果の詳細を併せて開示し、株主の皆様が取締役候補者に関する適正な情報を開示した上で、株主総会においてご判断いただくことが、当社に対して善管注意義務及び忠実義務を負い、また、株主の皆様に対して説明義務ひいては経営責任を負う取締役としてとるべき行動であると判断いたしました。

以上の経緯から、本日開催の当社取締役会において、やむを得ず、本議案を本株主総会に上程することを撤回することを決定するに至りました。

2. 調査委員会の設置について

当社は、今後、再び菊池監査役を会社提案の取締役候補者として当社株主総会に上程するのであれば、その前提として、菊池監査役の本件株式売却及び本件仲介行為について、詳細な調査を行い、事実関係を明らかにし、その調査結果について適切に株主の皆様を開示し、その上で株主総会にてご判断をいただくことが、当社株主様の意思の尊重及びコーポレート・ガバナンスの見地から必要であると考えております。

そこで、当社取締役会は、本議案の撤回と同時に、上記調査を公正に行うため、外部専門家から構成される調査委員会（以下「本調査委員会」といいます。）の設置を決定いたしました。

本調査委員会設置の目的は、菊池監査役の本件株式売却及び本件仲介行為について事実関係について詳細な調査を行うとともに、菊池監査役のこれら行為が監査役の善管注意義務に違反するか否かについて当社取締役会への答申をお願いする点にあります。

当社取締役会としては、かかる調査及び答申の結果については株主の皆様に適宜お知らせするとともに、これら調査及び答申の結果、菊池監査役について取締役候補者としての適性が認められると判断した場合には、すみやかに臨時株主総会を開催し、菊池監査役を取締役に選任する旨の議案を会社提案として上程する予定です。

なお、本調査委員会の委員の構成、調査のスケジュール等につきましては、決定次第、お知らせいたします。

株主の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただければと存じます。

以 上